

## 入院記録の誤廃棄について

この度、患者様の入院記録を誤って廃棄してしまう事態が発生しましたので、ご報告いたします。

今後このようなことが起きないように再発防止に努めるとともに、患者様並びに関係者の皆様にはご迷惑と心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1 誤って廃棄した診療記録

眼科入院記録 患者 27 名分（入院記録 32 冊）

### 2 経 過

- ・ 現在当院では、来年 2 月末の閉院に向けて紙の診療記録（診療録、スキャンファイル等）の整理を行い、5 年以上経過した紙の診療記録を業者に委託して分別・廃棄を行っています。
- ・ 10 月 30 日に病院職員が 12 月入院予定の患者に係る入院診療録の所在を確認したところ、保管棚より運び出されていることに気づきました。
- ・ 業者に搜索を依頼したところ、既に運び出されて廃棄してしまった旨の報告が 11 月 2 日にありました。
- ・ 病院が最終診療日から 5 年を経過しない保存すべきカルテのリストを作成し、業者はこのリストに載っていないカルテを分別して廃棄作業を行っており、併せて今年度使用したカルテについては、リストに載っていなくても残しておくように指示していたものの、これが徹底されずに誤って廃棄されたものです。
- ・ その後の精査で、誤って廃棄したのは眼科の入院患者 27 名分（入院記録 32 冊）であることを確認しました。

### 3 対 応

- ・ 入院記録の誤廃棄については、所管する新潟県及び三条保健所に報告いたしました。
- ・ 誤廃棄した入院記録の患者様に対して文書で経緯の説明及び謝罪を行いました。
- ・ 再発防止のため、委託業者と職員による作業手順の確認を徹底するよう手順の見直しを行いました。

### 4 診療への影響

当院では電子カルテシステムが導入されており、診療記録のほとんどは電子データとして保存されています。今回廃棄された眼科入院記録についても、スキャンされ電子記録として保存されているため、基本的に患者様の診療に支障が生じることはありません。

また、廃棄された診療記録は、業者によって病院から直接処理場に運び込まれ既に溶解処理されており、外部への流出はありません。